

尼 政 推 第 366 号
尼 財 第 482 号
尼 行 管 第 385 号
令和 8 年（2026 年）8 月 25 日

各 局 室 長 様

市 長

令和 9 年度予算編成方針について（通知）

これまで本市が積み重ねてきた多様な施策が、人口動態やまちのイメージの向上をはじめとした、まちの姿の変化という形で成果を見せており、本市は「選ばれるまち」として確実な歩みを進めています。また、これまでの厳しい財政状況の中で十分に対応できてこなかった課題をキャッチアップし、全体の政策水準も向上させてきました。

今後、この前向きな流れを更に力強いものとするためには、市民生活を支える基盤となる施策を講じつつ、取り残された課題を着実に克服していくとともに、本市の持つ強みや魅力を一層伸ばし、市民や事業者など多様な主体が活躍できる環境づくりに取り組むことにより、都市としての確かな成長へつなげていくことが重要です。

その実現に向けては、これまで重点的に取り組んできた、子ども・子育て支援や教育環境の充実、良好な住環境の形成、地域経済の活性化、DXの推進に係る取組を更に充実・発展させ、都市の成長へとつながる施策に積極的な投資を行っていくとともに、様々な課題や困難に向き合う市民一人ひとりの思いに寄り添い、暮らしやすさの向上につながる施策を着実に実行していかなければなりません。

こうした施策を積み重ねていくことにより、誰もが希望を持って働き、安心して自分らしく暮らし、そして、次の世代を育てることができる持続可能なまちづくりを進め、「豊かな」尼崎の実現に取り組んでいく必要があります。

こうした考え方のもと、令和 9 年度に向けては「第 6 次尼崎市総合計画」に基づく施策評価を実施し、各施策の成果や課題、今後の方向性を確認した上で、次年度重点的に取り組む項目を位置付けています。予算編成にあたっては、これらの項目に対し重点配分を行うとともに、「財政運営方針」を踏まえつつ、将来を見据えた実効性のある政策の実現に向けて柔軟な発想のもと選択と集中を図った編成を行います。

1 令和9年度当初予算編成に向けた基本的な考え方等

(1) 施策評価を踏まえた令和9年度の取組の方向性

ファミリー世帯については、転出超過傾向が続いているものの、『子育てをしやすいまち』だと感じている市民の割合」は着実に増加傾向にあります。『まちのイメージが良くなった』と感じている市民の割合」については目標値を上回り過去最高を更新しており、市全体の社会動態は増加傾向が顕著になっています。また、『『尼崎市に住んでよかった』と感じている市民の割合」や、「今後も『尼崎市に住み続けたい』と回答している市民の割合」は引き続き高い水準を維持しています。

こうした前向きな流れを維持・発展させ、より多くの市民に実感していただけるよう、「子育て支援」「教育環境」「防犯」「ルール・マナー」「良好な景観形成」といった取組を更に推進し、生活満足度を高めていくとともに、社会情勢や時代の変化を注視しつつ、市民や事業者の状況を丁寧に把握する中で、必要な支援に取り組んでいくことが重要です。

そうした中、誰もが子育てしやすいまちを目指し、子ども・子育てに係る経済的・時間的・心理的な負担軽減と環境の充実について部局横断的に取り組むとともに、教育環境のアップデートなど学びの支援の充実を図ります。加えて、駅前空間のアップデートや安全安心な環境づくりなど良好な公共空間の形成によるまちの魅力・イメージ向上を図るとともに、良質な住宅・住宅地への誘導の仕組み構築や空き家対策の推進による住宅の新陳代謝の促進など、良好な住環境の形成に取り組み、ファミリー世帯をはじめとした定住・転入の促進を更に強化します。

また、地域経済の活性化に向けては、企業やスタートアップ、大学などが共創する機会を拡大させ、イノベーション創出支援を加速化させるとともに、企業がもつ遊休地などの稼働率向上を図る仕組みづくりなどにより戦略的な企業誘致を進めます。

さらに、子どもの育ちを支え、その安全と権利を守る取組を進めるとともに、頼れる身寄りがない高齢者や重度障害者などの地域生活を支える基盤の強化を図り、地域で安心して自分らしく暮らすことができる環境づくりを進めます。

こうした様々な取組の推進とあわせて、あらゆる施策でDXの視点を浸透させながら、行政手続のスマート化や業務効率化を着実に推進していくとともに、市民と行政をつなぐ共創プラットフォームづくりの検討を行い、市民・事業者の利便性や満足度の向上を図り、共創型スマートシティの実現に向けた取組を進めます。

令和9年度に向けては、以上の考え方にもとづき、次に掲げる項目に特に重点的に取り組んでいきます。

令和9年度に向けて特に重点的に取り組む項目

重点項目1 安心して働き、子育てができる環境づくりと子どもの学びの支援

- ・ 子育てに係る家計・ゆとり・安心のサポートの取組強化
- ・ 個別最適な学びの保障と社会で生きる力の育成の推進

重点項目2 まちの価値を高める良好な住環境と公共空間の形成

- ・ 住宅の新陳代謝の促進
- ・ 安全安心かつ快適に住み続けられる住環境の実現
- ・ 鉄道駅を中心としたまちの魅力と活力の創生に向けた取組の推進

重点項目3 市内事業者の挑戦を応援し、事業者に選ばれるまちへ～地域経済活性化

- ・ イノベーション創出の加速と企業立地・設備投資の促進

重点項目4 地域で安心して自分らしく暮らすことができる環境づくり

- ・ 子どもの安全・権利を守る環境づくり
- ・ 一人ひとりの思いに寄り添い、住み慣れた地域で暮らし続けられる基盤づくり

重点項目5 市民・事業者の利便性や満足度を高める共創DXの推進

- ・ デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化

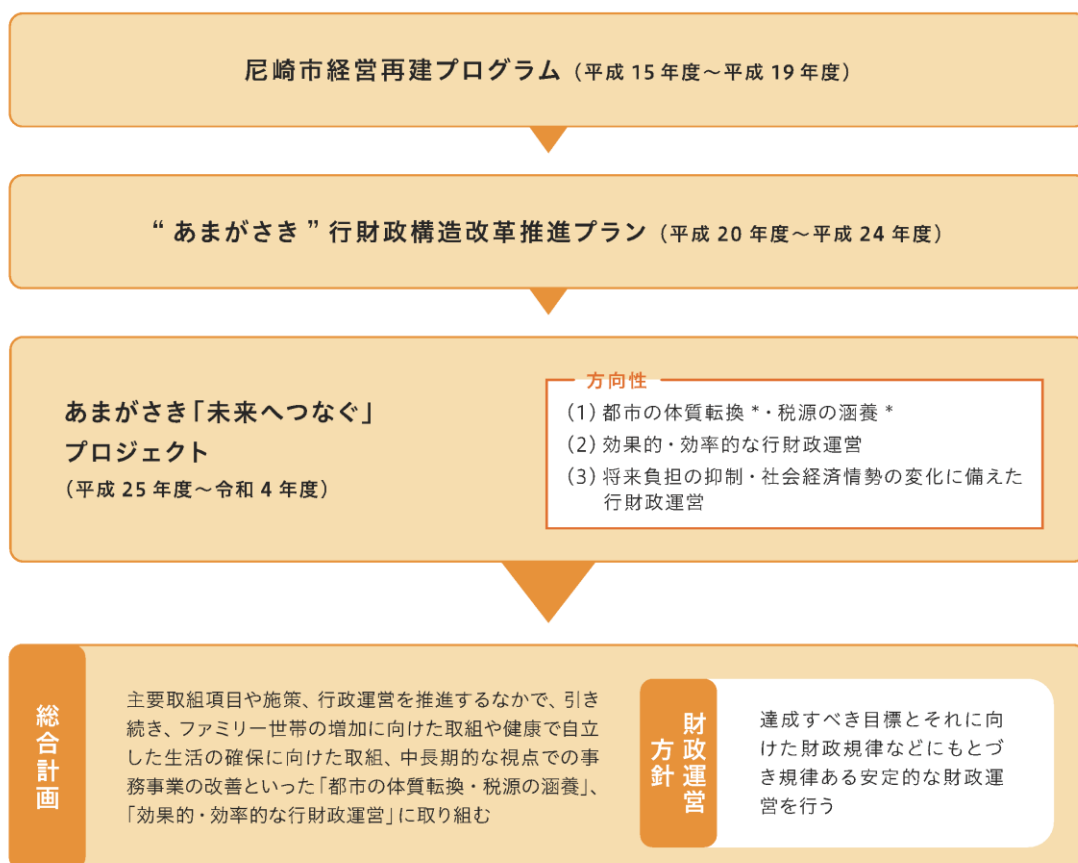
(2) 「総合計画」及び「財政運営方針」にもとづく行財政運営の推進

本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取組により一時期の危機的な状況からは脱し、基金残高は堅調に推移するなど、好調な決算状況を背景に、昨年度は、まちづくり推進基金の創設や公共施設整備保全基金の取崩しルールの変更といった新たな手法を講じ、多様な市民ニーズに応える予算編成に努めたところです。

一方で、今後も社会保障関係費の増加が引き続き見込まれるほか、労務単価の上昇や物価高騰に加え、金利の上昇などにより収支状況の悪化も懸念されることから、引き続き、中長期的な視点での都市の体質転換や税源の涵養などに取り組みつつ、常に行財政改革の視点を持って収支均衡予算の確保に努めるとともに、必要な投資的事業の実施と将来負担の適正な水準の確保をバランスよく両立させていきます。

行財政運営にあたっては、「総合計画」にもとづく、施策評価を起点としたPDCAサイクルにより事務事業の改善を図りながら、まちの課題解決と更なる魅力向上に向けた取組を進めていくとともに、「財政運営方針」により、財政規律と財政運営の目標をしっかりと遵守し、安定的な財政運営を図っていきます。

そうしたことを踏まえる中で、令和9年度の当初予算においては、次の「三つの柱」に沿って行財政運営を行います。



柱1 都市の体質転換・税源の涵養の取組の推進

前述の令和9年度に向けて本市が特に重点的に取り組む項目に限らず、ファミリー世帯の定住・転入促進につながる取組や健康で自立した生活の確保に向けた取組によって、都市の体質転換を図るとともに、地域経済の活性化など税収の安定・向上による税源の涵養につながる取組を推進します。

柱2 効果的・効率的な行財政運営の推進

「財政運営方針」では、令和5年度から14年度までに見込まれる収支不足（公債費に起因する収支不足）は、必要に応じてこれまで積極的に積み立ててきた減債基金（通常分）を活用していくこととし、あわせて、新規拡充事業の実施にあたっては、スクラップ&ビルドや歳入確保による財源捻出を前提として、全ての事業を対象とした既存事業の不断の見直しを行うことを定めています。

そうしたことから、前述の令和9年度に向けて本市が特に重点的に取り組む項目を含む新規拡充事業の財源については、歳入確保も含めた事業改善・見直しにより捻出することを原則とします。

柱3 優先順位を踏まえた投資的事業の調整

本市の財政運営における課題として、将来負担とそれに伴う公債費の多さが他の政策的経費を十分に確保できない状況を生じさせてきたという教訓を踏まえ、「財政運営方針」においては、令和14年度末の臨時財政対策債等を除いた目標管理対象将来負担について1,000億円を下回る水準とし、公債費の負担を毎年100億円以下に抑制することを定めています。

こうしたことを踏まえ、投資的事業の事業量や実施時期については、長期的な視点のもと、優先順位をつけた調整を行い、必要な投資的事業の実施と将来負担の適正な水準の確保をバランスよく両立させていきます。

(3) 持続可能かつ効果的な執行体制の構築

少子化・高齢化の進行により、労働力の減少が進んでいく一方、行政課題は複雑・複合化していることから、今後も限られた人的資源の中で安定的に行政サービスを提供するためには、中長期的な視点を踏まえた持続可能かつ効果的な執行体制の構築に向けた取組を進めていく必要があります。特に新たな人材の確保がますます困難化する中、職員の多様な働き方・ワークライフバランスの推進も求められる昨今においては、既存の業務において、DXの推進による抜本的な業務手法の見直しや事務改善、事業の休廃止等により、職員数に合わせた業務量の調整を行うことが重要となっています。

そうしたことを踏まえ、定数調整にあたっては、新規拡充事業に係る対応要員も含め、既存の体制からの捻出分を上限とした調整を原則とします。

ただし、法改正等の市に裁量性がないものに加え、DXの推進等により将来的な事務改善効果が期待できる項目等については、優先順位を精査した上で、必要に応じて定数措置を行います。

2 議会からの施策等に対する提言

議会において施策評価などを用いた審査が行われることを踏まえ、議会からの施策等に対する提言などへの対応について、予算編成過程の中で調整します。

3 今後のスケジュール

項 目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規拡充事業 行財政改革項目		新規拡充事業・行財政改革 項目の提案調書締め切り	企画財政局査定・確認	市長・副市長査定・確認	予算整理 主要事業（素案）公表	主要事業（案）公表	
予算編成	予算編成方針の発信	予算要求書締め切り	企画財政局予算査定 ・枠配確認		市長・副市長査定	当初予算（案）公表	
職員定数		定数計画書締め切り	総務局定数査定 ・要求内容確認	市長・副市長査定・確認	正規定数整理 その他定数整理		

以 上